

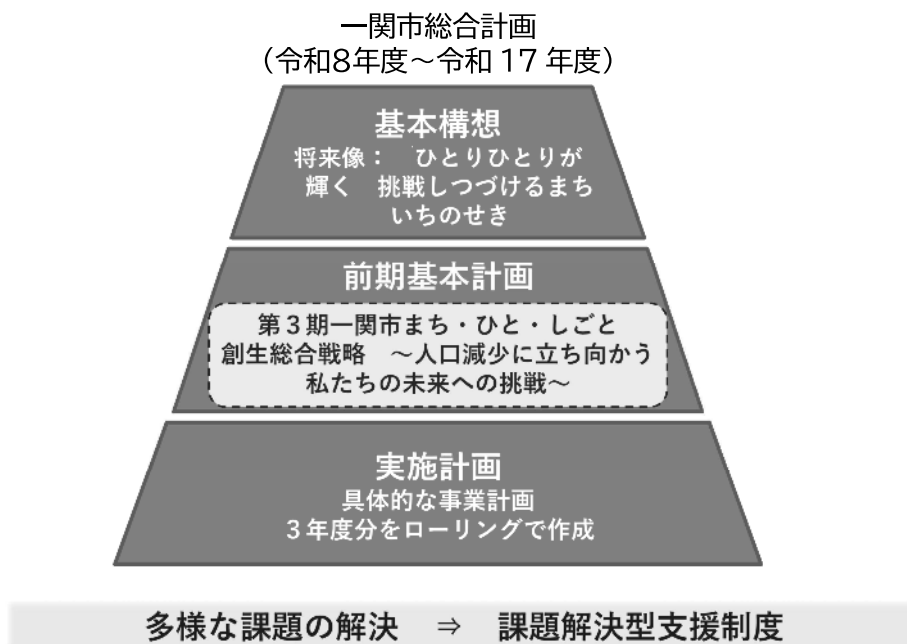
# 課題解決型支援制度における 令和8年度支援金活用事業 募集要項 (第2回)

一関市の最大の課題は、人口減少です。

このまちを将来にわたり住み続けられるまちとするために、人口減少による影響をできるだけ少なくし、地域の活力を高めていくことが重要です。

このため、市では、市内における新しい仕事づくりや、地域課題の解決に向けた取組を支援していくため、令和8年度から課題解決型支援制度を開始します。

今般、本制度を活用して令和8年度に取り組む事業を募集します。



令和8年5月

一関市

## 1 制度の目的

社会が抱える課題、地域課題などの解決に向け、新しい仕事に取り組む者、新しい活動に取り組む者を対象に支援を行い、市内における仕事づくりと課題の解決を図ることを目的とします。

## 2 制度の構成

課題解決型支援制度は、次の3つのもので構成します。

- (1) しごとづくり支援金
- (2) ひと・まちづくり支援金
- (3) 課題解決型財産貸付

## 3 実施期間

本制度の実施期間は、令和8年度から令和12年度までの5か年度とします。

ただし、事業の公募の状況により、実施期間の終期を繰り上げる場合があります。

## 4 対象者、対象事業等

### (1) 対象者、対象事業等

しごとづくり支援金、ひと・まちづくり支援金の対象者、対象事業等は、次の表に掲げるとおりとします。

区分	しごとづくり支援金	ひと・まちづくり支援金
対象者	①法人又は個人事業主 ②起業しようとする者（個人事業の開業届出又は法人の設立を行う者）	①法人又は個人事業主 ②各種団体（自治会、地域協働体、商店街振興組合、PTA、NPO法人など） ③学校 ④任意の団体（構成員に市民又は移住を予定する者を1人以上含むこと） ※法人格を有しない団体の場合は、申請は代表者が行うものとします。
対象事業	課題の解決に資する新たな事業（起業、事業承継（注1）、第二創業（注2））	地域課題の解決に資する新たな事業であって、次の要件のすべてに該当するもの

	<p>に限る。)であって、次の要件のすべてに該当するもの</p> <p>ア 市内において新たな雇用が生じると見込まれること。</p> <p>イ 提供するサービスの対価として得られる収益によって自立的な事業の継続が可能と見込まれること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>しごとづくり支援金は、ビジネスとして成立する事業であって、事業が継続的に営まれるものを予定しています。</p> </div>	<p>ア 課題に対して当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと。</p> <p>イ 提供するサービスの対価及びこれ以外の収入等によって自立的な事業の継続が見込まれること又は社会実験的に事業実施するものであること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ひと・まちづくり支援金は、①ビジネスに準ずる事業（行政からの支援がなくとも長期的に続けられる見込みの事業）又は ②市や地域が課題解決に取り組む際の参考となるデータの採取が可能な事業を予定しています。</p> </div>
1年度当たりの支援金の額	支援金は、対象事業費（上限額500万円）の9/10以内の額で、上限額は450万円です。	支援金は、対象事業費（上限額300万円）の9/10以内の額で、上限額は270万円です。
対象事業費	<p>事業の実施に必要な経費（人件費、店舗・事務所等賃借料、工事費、設備費、原材料費、賃借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、研究費、広報費など）</p> <p>※対象外＝飲食費など</p>	<p>事業の実施に必要な経費（店舗・事務所等賃借料、設備費、原材料費、賃借料、謝金、旅費、外注費、委託費、広報費など）</p> <p>※対象外＝人件費、知的財産権等関連経費、マーケティング調査費、研究費、飲食費など</p>
相談・伴走	市が選定した伴走支援業務受託者による伴走支援を受けることを必須とします（市が不要と認める場合を除く。）。	事業応募前に、解決しようとする課題を担当する市の部署に対し、課題及び取組に係る事前相談を行ってください。事業実施中も相談に応じますが、伴走支援は予定していません。
事業実施期間	支援金を利用することができる期間は、最長で2か年度です。ただし、2年度目に交付する支援金については、交付する年度の予算の範囲内で、再度審査を行います（2年度目の支援金は、交付の確約はありません。）。	

事業の評価等	事業実施者は、課題の解決、新規創業、雇用創出などに関する目標（K P I（重要業績評価指標））をあらかじめ設定し、事業実施による達成の度合いを毎年度自己評価し、市に報告していただきます。	
	事業の内容については、原則的に公開しません。 市は、しごとづくり支援金全体を包括的に評価する指標を設定し、成果、達成状況を公表します。	市は、地域課題に対する取組の市内における波及効果を狙い、取組の内容、結果、成果などを市ホームページなどで公表します。
担当部署	商工観光部産業企画課	市長公室政策企画課

注1）事業承継：事業の全てに関する権利を次の経営者に引き継ぐこと。

注2）第二創業：同一法人又は個人が、既存事業とは異なる新たな分野の事業に取り組むこと。

## (2) 応募に係る留意事項

ア 次のいずれかに該当する者は対象者となることができません。

- ① 一関市暴力団排除条例(平成27年一関市条例第38号)第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又は暴力団経営支配法人等に該当する者
- ② 公序良俗に反する事業又は社会通念上不適切であると判断される事業を行う者
- ③ 国税、市税等を滞納している者

イ 本制度は、令和7年度における企業版ふるさと納税の寄附金を財源としていることから、当該寄附者に関係する者（直接の利害関係にある者）は応募することができません。また、支援金を活用して行う事業において、当該寄附者に対する直接的な利益供与となる行為、契約等を行うことはできません。

当該寄附者は、株式会社SHOEI様です。

ウ 法人格を有しない団体が支援金の交付を受ける場合、支援金は代表者個人の所得となる場合があります。

エ 採択された支援金事業の申請者名、事業名、事業の概要等は、市ホームページなどで公表することがあります。

## (3) 支援金に係る留意事項

ア 交付する支援金の額は、審査により決定します。希望する額とならない場合があります。

イ 支援金は、交付を受けた年度内における対象事業費にのみ活用（充当）することができます。年度を繰り越しての活用及び対象外事業費への活用はできません。

ウ 支援金の交付の決定を受けた年度において、対象事業費の実績が計画額を下回ったときは、支援金の差額（活用できなかった額）の返還が必要となります。

- エ 支援金により取得した財産（効用が増加した財産を含む。）は、原則として、売却及び有償での貸付けはできません。売却等をする場合は市の承認が必要です。
- オ 事業を中止した場合、事業実施が事業計画と大幅に異なるなど偽りがあった場合、不正の行為があった場合などは、支援金を返還していただきます。

## 5 他の補助金等事業との調整

国・県・市の補助金等と本制度との併用に関しては、原則として次のとおり取り扱うものとします。

実際の併用の可否については、当該補助金等の市における担当課へ確認をしてください。なお、支援金活用事業の実効性を高める観点から、審査においては、本制度のみを活用する事業よりも、国、県などの補助金等事業を併用する事業を高く評価する予定です。

### (1) 国の補助金等事業

本制度に該当し国の補助金等事業を併せて利用できる場合は、国の補助金等事業で併用を制限されていない限り併用できることとします。

### (2) 他の地方公共団体の補助金等事業

国の補助金等事業に準じます。

### (3) 一関市の補助金等事業

併用が想定される補助金等事業ごとに、取扱いを整理します。

#### 【併用できる補助金等の例示】

- ・ 一関市新製品・新技術開発事業費補助金（1/2 以内の額で 50 万円を限度）
- ・ 一関市学生起業家チャレンジ補助金（10/10 以内の額で 60 万円を限度）
- ・ 一関市農商工連携開発事業費補助金（加工品開発事業は 1/2 以内の額で 50 万円を限度。加工施設・機械整備事業は 1/3 以内の額で 100 万円を限度）

詳しくは事業内容により判断しますので、担当課にご確認ください。

### (4) 企業立地、設備投資に係る取扱い

企業立地に係る補助金又は企業の設備投資に対する補助金の対象となる事業は、本支援事業の対象としません。

## 6 課題とこれに関連する事業の例示

課題と事業の例示は、しごとづくり支援金及びひと・まちづくり支援金とも、次のとおりです。なお、例示であり、これらに限定するものではありません。

- ① 学びの充実のため、こどもたちが場所を問わず多様な教育を受けられるオンライン学習サービスの提供
- ② こどもたちの学習意欲を高めるための、地域資源を活用した独自の教育・体験プロ

## グラムの提供

- ③ 地域企業と連携したこどもたちが地元で働く魅力を知る機会の企画・提供
- ④ 増加する空き家を活用した新たな産業や価値の創出
- ⑤ 医療機関がない地区と医療機関をつなぐオンライン診療サービスの提供
- ⑥ 社会的孤立の防止のための高齢者の安否確認や、ゴミ出し、買い物支援などの生活支援の提供
- ⑦ 労働力不足を解消するため、働く場と働きたい人をマッチングするサービスの創出
- ⑧ 公共交通を補完する生活に密着した移動支援、送迎支援の提供
- ⑨ 子育て支援やこどもの健全育成につながる多世代型交流拠点の創出
- ⑩ 外来種動植物や有害鳥獣による被害防止につながる新たな機器の研究開発
- ⑪ 地域の農産物や特産品をブランド化し、国内外に販売する事業の展開
- ⑫ 地域の農産物、加工品などの商品を対象としたECサイトの立ち上げ、新たな販路づくり
- ⑬ 農業体験や伝統工芸体験など、当市ならではの観光体験プログラムの企画・提供
- ⑭ 中小企業のDXの課題に寄り添った業務改善などの提案、支援
- ⑮ 都市部の人々の呼び込みのため、地方の自然や生活を楽しめる二地域居住向けの宿泊施設の整備
- ⑯ 地方の企業や団体が抱える課題に対応する人材の確保のため、都市部などに居住する人とつながることのできる専門的なスキルのシェア、副業などのプラットフォームの提供

## 7 支援金を交付する事業の応募等

しごとづくり支援金又はひと・まちづくり支援金を交付する事業は、公募により決定します。

令和8年度に交付する事業については、2回の公募を行います。（1回目の公募は終了しています。）

支援金の交付を希望する方は、下記により事業の応募が必要です。

### (1) 支援金事業の決定件数

令和8年度におけるしごとづくり支援金及びひと・まちづくり支援金を交付する事業の件数は、次のとおりとします。

なお、件数は目安であり、支援金の上限額による件数の増減があるほか、応募された事業が審査において基準に到達しない場合は、決定件数は次の件数を下回ることがあります。

しごとづくり支援金の件数	ひと・まちづくり支援金の件数
第2回採択予定 2件	第2回採択予定 1件
(参考) 第1回採択済 2件	(参考) 第1回採択済 3件

(2) 事業の応募

しごとづくり支援金、ひと・まちづくり支援金の別に、応募を受け付けます。  
申請書類を作成し、受付期間内（必着）に提出先に提出してください。

(3) 提出書類

ア 申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ その他実施主体の概要、事業の内容など事業計画書を補完する書類（該当がある場合のみ）

エ 市有財産借用申請書（課題解決型財産貸付の希望者のみ）

(4) 提出部数

正本（印刷物）1部

(5) 提出期間

令和8年5月20日（水）～6月30日（火）（土日、祝日を除く。）の午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く。）

※ 郵送の場合は、上記期限内の到着が必要です。

※ 到着状況の問合せには応じられません。郵便物の追跡サービスを利用してください。

(6) 提出先

ア しごとづくり支援金

一関市役所 商工観光部 産業企画課（本庁舎5階）

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

【ファイル送信先】 [sangyou@city.ichinoseki.iwate.jp](mailto:sangyou@city.ichinoseki.iwate.jp)

イ ひと・まちづくり支援金

一関市役所 市長公室 政策企画課（本庁舎3階）

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

【ファイル送信先】 [seisaku@city.ichinoseki.iwate.jp](mailto:seisaku@city.ichinoseki.iwate.jp)

(7) 応募に関する相談等

応募に当たり、次のとおり相談窓口を設けます。

円滑な相談のため、事業計画書（様式第2号）を可能な範囲で作成した上で、お問い合わせください。

ア しごとづくり支援金

一関市 商工観光部 産業企画課（本庁舎5階）及び担当部署

電話：0191-21-8451（直通）

※ 事業計画案の内容によって、必要な場合は、専門機関等を紹介します。

イ ひと・まちづくり支援金（事前相談が必須です。）

① 事業計画・内容、補助金等事業などに関する相談先

解決しようとする課題を担当する市の部署（連絡先は、市のホームページをご確認ください。）

※ 相談に当たっては、あらかじめ電話による予約をお勧めします。

② 担当課が不明な場合の問合せ先

一関市 市長公室 政策企画課（本庁舎3階）

電話：0191-21-8641（直通）

(8) その他留意事項

ア 申請書類提出後に、提出書類のファイルデータ一式を送信してください。送信先は、(6)提出先に記載のメールアドレスとしてください。

イ 書類の提出に係る費用は、応募者の負担とします。

ウ 書類提出後は、提出書類の修正又は変更は認めません。

エ 提出された書類は、返却しません（事業の取下げをした場合を含む。）。

オ 提出された書類は、審査に必要な範囲で、複製をします。

カ 審査に当たり、追加の書類提出を求める場合があります。

## 8 支援金事業の審査、決定等

(1) 審査の方法

審査は、予備審査及び最終審査により行います。

(2) 予備審査

応募のあった全事業を対象に、しごとづくり支援金、ひと・まちづくり支援金ごとに、予備審査（書類審査）を行います。

(3) 最終審査

予備審査を合格した事業を対象に、最終審査を行います。

最終審査は、プレゼンテーション（非公開：しごとづくり支援金のみ）及び書類審査により行います。

(4) 審査会の設置

支援金事業を審査し、決定するため、審査会を設置します。

審査会は、しごとづくり支援金、ひと・まちづくり支援金、課題解決型財産貸付ごとに、解決しようとする課題を担当する市の部署の職員をもって組織します。

また、審査会における審査は、起業に関し知識経験を有する方から意見を聴いた上で

行います（しごとづくり支援金のみ）。

(5) 審査基準

審査基準は、次のとおりです。

① しごとづくり支援金

審査項目	審査基準	配点
社会性	・市の課題解決に資する事業か（課題認識は的確か、また、その課題を解決できる内容となっているか）	15点
新規性	・新たに立ち上げる事業か（市内に十分なサービス供給がない取組か、既存事業の継続、単純な事業拡大ではないか）	20点
独自性	・発想、取組内容が独創的か、また、市が実施、支援する必要がある事業か	15点
ビジネス性	・採算が見込める事業か（将来的に事業の拡大が期待できるか。第二創業や事業承継の場合、ランニングコストへの充当のみとなっていないか） ・雇用の創出が見込める事業か	20点
総合判断	・総合的に判断し本支援金により支援したい事業であるか	30点
合計		100点

② ひと・まちづくり支援金

審査項目	審査基準	配点
課題認識	・課題の認識の妥当性（課題認識の的確性、類似事業の有無など）	10点
	・市における課題の重要度・影響度（課題の面的な影響範囲、人的な影響範囲、他地域への波及性など）	20点
事業内容	・事業の実現性（事業内容の具体性、資金計画の妥当性、確実性、リスクの認識度、市内での事業の実現性など）	30点
	・市における事業の重要度・影響度（事業の面的な影響範囲、人的な影響範囲、他地域への波及性など）	30点
	・事業の自立性（事業の継続度、資金計画の妥当性など）	10点
合計		100点

(6) 支援金事業の決定

審査の結果は、事業の応募者あてに通知します。

## 9 課題解決型財産貸付

しごとづくり支援金、ひと・まちづくり支援金の交付に併せ、市の普通財産（公用、公共用に供する財産を除く土地、建物）について、所定の額から減じた額で借り受けることができます。

### (1) 条件

- ア 支援金事業で使用する財産に限ります。
- イ 借り受ける際の貸付料は、財産により異なります。
- ウ 貸付期間は、支援金事業実施者との協議により決定します。

### (2) 貸付料の目安

- ア 建物及びその建物の建築面積に相当する土地  
財産価額の 0.14%。ただし、貸付開始後 5 年間は無償
- イ 土地  
財産価額の 1.4%

### (3) 事前相談

財産の貸付けを希望する場合は、貸付料や貸付け時の条件などに係る事前相談を受けてください。事前相談は、(5)相談先・担当課が受け付けます。

※ 相談に当たっては、あらかじめ電話による予約をお勧めします。

### (4) その他

- ア 財産の貸付を希望する場合は、事業計画書にその旨を記入してください。
- イ しごとづくり支援金、ひと・まちづくり支援金とは別に審査、決定を行います。
- ウ 借り受けた財産の整備に係る費用は、借り受けた方の負担となります。
- エ 本制度の実施期間である令和 12 年度を超えて貸し付ける場合があります。
- オ 支援金の交付を受けず、財産の貸付けのみ希望される場合も、相談に応じます。詳しくは、(5)相談先・担当課にご相談ください。

### (5) 相談先・担当課

- 一 関市 総務部 財政課（本庁舎 2 階）  
電話：0191-21-8233（直通）
- 各支所 地域振興課（連絡先は、市のホームページをご確認ください。）

## 10 支援金交付までの流れ

支援金事業として決定した以降の、支援金交付に係る流れは次のとおりです。

### ① 支援金事業の決定（7 月末頃）

↓

### ② 交付申請書兼請求書の提出（7～8 月頃）

↓  
③ 支援金の交付（7～8月）

↓  
④ 事業実施

↓  
⑤ 事業実施報告書の提出（翌3月）

支援金残額の返還手続き（※支援金に残額が生じた場合）

※ 交付を受けた年度を含む3年間、事業実施報告書を提出していただきます。